

## 1 計画策定の意義

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済・ライフスタイルは、結果として廃棄物排出量の増大及び廃棄物処理施設のひっ迫という深刻な状況をもたらした。

これを受け、国では、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進を主眼に置き、より環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の確立を目指して「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、リサイクルに関する様々な法律を整備してきた。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法。以下「法」という。）は平成12年4月から完全施行され、消費者・市町村・容器包装製造（利用）事業者がそれぞれの役割を担い、一般廃棄物全体の容積で約6割、重量で約2割～3割を占める容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルが進められた。

平成18年6月には法改正が行われ、容器包装廃棄物の分別収集とリサイクルのみならず、リデュース、リユースをさらに推進し、すべての関係者の協働により社会全体のコストを低減させるため、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとなった。

県は、廃棄物を取りまく状況、課題及び今後の方向性を示した長野県廃棄物処理計画（第5期）を令和3年2月に策定し、県民、事業者、市町村など多くの関係者が主体となって連携・協働のもと、これまでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）に、近年の海洋プラスチックごみの問題や気候変動への対応を考慮し、「長野県脱炭素社会づくり条例」で推進する使い捨てプラスチック製品等からのリプレイス（Replace：代替素材への転換）を加え、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進している。同計画では、家庭等から排出される一般廃棄物の排出量やリサイクル率に係る数値目標を掲げているところであるが、一般廃棄物のうち相当の割合を占める容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルは、循環型社会を形成する上で非常に重要なものとなっている。

法第9条第1項の規定により、ここに第10期長野県分別収集促進計画を策定し、分別収集に取り組む市町村を支援するとともに、県民の4R（3R＋リプレイス）に関する意識の向上を図る。

## 2 基本方針

本計画は、長野県廃棄物処理計画（第5期）に基づき、次の事項を基本に推進するものとする。

### (1) 4Rの推進

県民、事業者及び行政がそれぞれの立場と役割に応じ、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユースの取組を積極的に進めることに加え、発生した廃棄物については、循環資源としてリサイクルを図る。また、使い捨てプラスチック製品から、再生利用可能な素材や植物由来素材等を使った製品への転換（リプレイス）に係る取組を推進する。

### (2) 適切な分別・排出の住民意識の向上

地域の実情に応じた市町村の積極的な分別収集への取組やあらゆる年代への環境教育の充実や啓発活動により分別・排出への住民意識の向上を図る。

### 3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5か年間とする。

### 4 対象品目

本計画は、次の容器包装廃棄物のうち、市町村が収集するもの及び市町村が関与して集団回収されるものを対象とする。

- (1) 無色のガラス製容器
- (2) 茶色のガラス製容器
- (3) その他の色のガラス製容器
- (4) その他紙製容器包装（紙製の容器包装であって、飲料用紙パック・段ボール以外のもの）
- (5) ペットボトル（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの）
- (6) その他プラスチック製容器包装（プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの）
- (7) スチール製容器（鋼製の容器包装）
- (8) アルミニウム製容器（アルミニウム製の容器包装）
- (9) 段ボール（段ボール製の容器包装）
- (10) 飲料用紙パック（紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器）

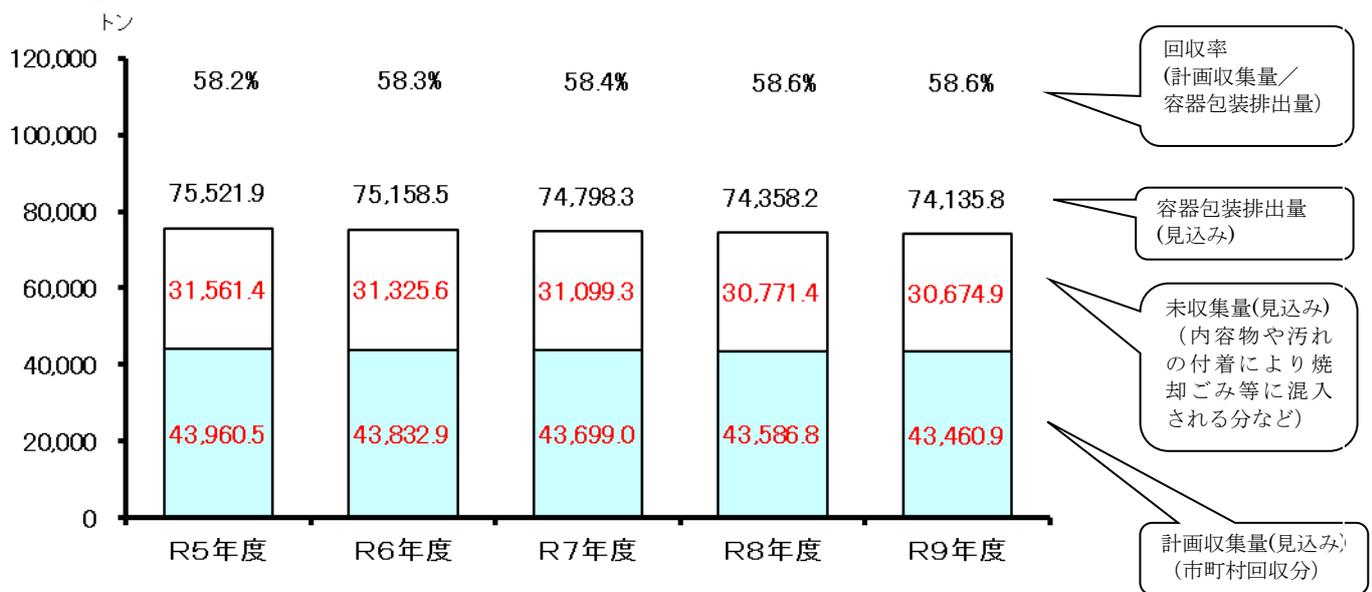
### 5 本計画の概要

#### (1)年度別の取組予定市町村数の推移

品目	年度				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス	77	→	→	→	→
茶色ガラス	77	→	→	→	→
その他ガラス	77	→	→	→	→
その他紙	65	→	→	→	→
ペットボトル	77	→	→	→	→
その他プラスチック	77	→	→	→	→
スチール	72	→	→	→	→
アルミニウム	75	→	→	→	→
段ボール	76	→	→	→	→
紙パック	63	→	→	→	→

※ 市町村数は令和4年4月1日現在

## (2) 容器包装排出量及び計画収集量（見込み）の推移



## 6 容器包装廃棄物の排出量（法第9条第2項第1号）

本県における各年度の容器包装廃棄物総排出量の見込みは以下のとおり。（単位：トン）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
75,521.9	75,158.5	74,798.3	74,358.2	74,135.8

また、市町村別の当該排出量見込みは、表1のとおり。

表1 市町村別の容器包装廃棄物の排出量見込み…p6

## 7 特定分別基準適合物の収集量（法第9条第2項第2号）

本県における各年度の特定分別基準適合物ごとの収集量見込みは以下のとおり。（単位：トン）

品目 \ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス製容器	4,799.8	4,770.7	4,741.2	4,712.9	4,688.4
茶色ガラス製容器	3,184.3	3,153.2	3,126.3	3,096.4	3,067.3
その他ガラス製容器	2,913.1	2,907.1	2,900.9	2,894.2	2,885.6
その他紙製容器包装	3,253.9	3,222.8	3,190.8	3,165.4	3,131.0
ペットボトル	2,550.4	2,533.9	2,516.7	2,497.1	2,477.2
その他プラ	16,597.1	16,675.2	16,745.4	16,833.2	16,911.8

また、市町村別の当該収集量見込みは、表2から表9-2のとおり。

表2 収集量見込総計（表3～表13の合計）…p8

表3-1 無色のガラス製容器の収集量見込み…p10

表4-1 茶色のガラス製容器の収集量見込み…p14

表5-1 その他の色のガラス製容器の収集量見込み…p18

表6-1 その他紙製容器包装の収集量見込み…p22

表7-1 ペットボトルの収集量見込み…p26

表3-2 うち独自処理量…p12

表4-2 うち独自処理量…p16

表5-2 うち独自処理量…p20

表6-2 うち独自処理量…p24

表7-2 うち独自処理量…p28

表 8-1 その他プラスチック製容器包装の収集量見込み…p30	表 8-2 うち独自処理量…p32
表 9-1 その他プラスチック製容器包装のうち白色の食品用トレイ（白色トレイ）の収集量見込み…p34	
表 9-2 うち独自処理量…p36	

## 8 法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の収集見込量（法第 9 条第 2 項第 3 号）

本県における各年度で得られる第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物ごとの収集量の見込みは以下のとおり。

(単位：トン)

年度 品目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
スチール製容器	1,906.6	1,889.6	1,875.7	1,860.2	1,845.6
アルミニウム製容器	1,213.9	1,206.6	1,198.4	1,191.7	1,184.1
段ボール	7,315.9	7,248.8	7,180.6	7,113.0	7,048.0
飲料用紙パック	225.5	225.2	223.0	222.7	221.8

また、市町村別の当該収集量見込みは、表 10 から表 13 のとおり。

表 10 スチール製容器の収集量見込み…p38	表 11 アルミニウム製容器の収集量見込み…p40
表 12 段ボールの収集量見込み…p42	表 13 飲料用紙パックの収集量見込み…p44

## 9 分別収集の促進のための施策（法第 9 条第 2 項第 4 号）

### (1) 市町村による促進策の主なもの

#### ア 環境教育・啓発活動の充実

学校や事業所、自治会等で開催する環境教育、ごみ問題に関する研修会、また処理施設の見学会を行い、ごみの排出抑制、分別排出、リサイクルの意義などの意識啓発を図る。

#### イ 商店等への協力依頼

商店・スーパー等の協力のもとに、商品の過剰包装を抑制し、マイバッグ等持参の普及及び定着を図るとともに、リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売の促進を図る

#### ウ ワンウェイプラスチック削減の取組

使い捨てプラスチック製品の過度の使用を抑制する取組を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより、“プラスチックの賢い使い方”について内外に情報発信を行う。また、イベント等においてワンウェイプラスチック削減に向けた普及啓発を実施する。

### (2) 県による促進策

#### ア 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項（普及啓発）

##### (7) 県民運動の推進

長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の行動計画の柱として“チャレンジ 800”ごみ

減量推進事業を実施する。運動の一環として、「信州プラスチックスマート運動」及び「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」に取り組む。

a 信州プラスチックスマート運動

3つの意識した行動（「意識して選択」、「少しずつ転換」、「分別して回収」）の呼び掛けのほか、「信州プラスチックスマート運動協力事業者」の登録、河川一斉清掃活動の実施等により、県民、事業者及び市町村とともにプラスチックごみ削減を推進する。

b 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の登録、外食時や家庭での食べ残しを減らす「残さず食べよう！30・10運動」を実施するほか、小売業者と連携し消費期限及び賞味期限間近な食品の購入を呼び掛ける「信州発もったいないキャンペーン」を行い、県民全体で食品ロスの削減に向けた意識の向上を図る。

以上の取組について、新聞広告、テレビCM及びインターネット等様々な媒体を活用して啓発することにより、さらなるごみ削減の取組を推進していく。

(イ) 「長野県政出前講座」の実施

県民の集う場に県職員が訪問し説明等を行う「長野県政出前講座」において、県民の要望に応じ、ごみ減量化やリサイクルに関する現況や施策の説明を行い、県民の意識の向上を図る。

(ウ) その他の啓発活動

3R推進月間（10月）にごみ減量に関する新聞広告を実施するなど3Rの推進に努めるほか、多くの県民が参加する「信州環境フェア」への出展、廃棄物及び環境問題を対象としたポスターの募集、環境省及び経済産業省主催の3R推進月間等を通じて、ごみ減量化やリサイクルについて広く県民に啓発活動を行う。

イ 市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項

(7) 「一般廃棄物処理実務セミナー」の開催

市町村、一部事務組合及び広域連合が抱える一般廃棄物行政に係る諸問題をテーマとして専門家等を講師として招き、市町村等の担当者を対象とするセミナーを開催し、情報交換を行い、情報の共有を図る。

(4) 「廃棄物行政に係る市町村等新任担当者研修会」の開催

年度当初に市町村等の新任者を対象として、容器包装リサイクル法をはじめとする各種廃棄物関連法の基礎知識や本県の一般廃棄物処理状況について情報を提供する。